

○山口市まち・ひと・しごと創生会議設置要綱

平成27年6月18日

告示第85号

(設置)

第1条 少子化と人口急減に的確に対応できるよう、山口市のまち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョン及び総合戦略を策定し、推進するに当たり、広く関係者の意見を反映させ、客観的な効果検証を行うため、山口市まち・ひと・しごと創生会議(以下「創生会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 創生会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地方人口ビジョンの策定に関する事項
- (2) 総合戦略の策定及び推進に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 創生会議は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民を代表する者
- (2) 産業関係を代表する者
- (3) 学識を有する者
- (4) 金融機関を代表する者
- (5) 労働団体関係を代表する者
- (6) 報道機関関係を代表する者
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(任期)

第5条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 創生会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、創生会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 創生会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 創生会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、創生会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月18日から施行する。